平成２２年（フ）第１２１６号
仙台市青葉区みやぎ台３丁目14番15号
債務者　畠山美恵子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４０号
仙台市泉区住吉台西２丁目12番地の12
債務者　安部　美紀
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０６号
仙台市若林区今泉１丁目８番23号　エヤナ蔵３―101
債務者　太齋　奈月
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
宮城県気仙沼市茗荷沢65番地６
債務者　横山美紀夫
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第４１６号
石川県石川郡野々市町稲荷１丁目34番地
債務者　小谷　理人
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２４８０号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ケ丘荘10棟107号
債務者　藤原　勇三
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２４号
神戸市長田区房王寺町４丁目６番12号相互ハイツ304号
債務者　髙須ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５０号
神戸市灘区篠原中町３丁目３番23号吉井コーポ７号、従前の住所兵庫県西宮市剣谷町８番５号
債務者　髙倉　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７９号
神戸市垂水区南多聞台４丁目１番25―403号
債務者　串カツはじめこと　宇土　一裕
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０４号
神戸市東灘区本山北町６丁目２番９号102号
債務者　村上　行江（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８４号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目36番７―203号
債務者　福島　千文
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１１号
兵庫県西宮市老松町10番２―505号
債務者　杉本興一郎
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１４号
兵庫県尼崎市富松町１丁目11番８号　五反田文化101号、前住所大阪府門真市大倉町24番18号
債務者　豚骨らーめん博多将軍こと　引地　理裕
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷362番地
債務者　田辺　健一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第７３号
鳥取県倉吉市関金町堀433番地
債務者　松尾　恵子（旧姓朝倉）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１１１５号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム２丁目７番32号
債務者　栗栖由紀子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０２号
広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷188番地１
債務者　高沢優美子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４０号
広島市安佐南区西原２丁目22番16―501号
債務者　角　　則昭
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部